(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県那須郡那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県那須郡那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）、那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　那須町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　那須町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　栃木県那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　那須町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百十二号

平成二十年十月二十一日付け国土交通省告示第千二百六十三号（海岸法第六条第一項の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事を施行する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

工事の区域の項を次のように改める。

宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜四二七七番二一の住吉海岸に設けたコンクリート標柱（公共座標表示：X座標マイナス一一七二五一・八九七、Y座標四四五〇五・一一九）から方向角一五度一七分二六秒二〇〇五・六九八メートルの点を（イ）とし、（イ）の地点において一二度四二分四八秒三〇二・五〇六メートルの点を（ロ）とし、（ロ）の地点において一八度〇〇分三七秒二〇二・二三五メートルの点を（ハ）とし、（ハ）の地点において一四度三一分四五秒四〇六・三一一メートルの点を（ニ）とし、（ニ）の地点において七五度二六分一〇秒八・二一六メートルの点を（ホ）とし、（ホ）の地点において一六度一八分五五秒一五一・〇五七メートルの点を（ヘ）とし、（ヘ）の地点において二八五度二二分四二秒一三・四七三メートルの点を（ト）とし、（ト）の地点において一六度一二分五四秒四五・二二六メートルの点を（チ）とし、（チ）の地点において一三度五二分〇九秒九六・〇三九メートルの点を（リ）とし、（リ）の地点において一四度二二分一一秒二九九・三九三メートルの点を（ヌ）とし、（ヌ）の地点において一四度一〇分五五秒一六九・三〇〇メートルの点を（ル）とし、（ル）の地点において一四度一〇分五四秒三九五・五三八メートルの点を（ヲ）とし、（ヲ）の地点において一四度一〇分五七秒七〇・八三〇メートルの点を（ワ）とし、（ワ）の地点において一四度一〇分五四秒六四・四五〇メートルの点を（カ）とし、（カ）の地点において一四度一〇分五五秒六六・三九六メートルの点を（ヨ）とし、（ヨ）の地点において二八七度三九分五五秒一五・七五二メートルの点を（タ）とし、（タ）の地点において三五四度一九分二八秒三七・五七五メートルの点を（レ）とし、（レ）の地点において一九度三三分〇五秒六〇・一三四メートルの点を（ソ）とし、（ソ）の地点において一二度二四分〇九秒九六・五二四メートルの点を（ツ）とし、（ツ）の地点において一八度四〇分〇五秒一八九・七七二メートルの点を（ネ）とし、（ネ）の地点において一二度